

「県盛土等の規制に関する条例」に対するプロジェクトチームによる 論点整理と途中経過の報告会に出席

自民改革会議(自民党県連)の「県盛土等の規制に関する条例」に対するプロジェクトチームは、昨年12月1日、静岡県庁において、10月に9団体に対して行なった「団体ヒアリング」の論点整理と途中経過の報告会を開催した。

プロジェクトチームからは、杉山盛雄県議(同PT座長)、中田次城県議(自民党県連政調会長)他、8名の県議が出席し、ヒアリングを行なった9団体に対し経過報告をした。団体ヒアリングで各団体から出た意見・要望は次のとおりで、その対応を鋭意協議中との内容であった。

当協会からは、**渡邊照芳 理事**(宅建政治連盟 会長)、**小林 修 理事**(同 幹事長)が出席したが、専門的な内容は口頭説明のみでは客観的に把握しづらいことから、書面にまとめてほしい旨、要望した。(R4.10.13)

1. 全県下一律でなく、地域性、危険性を考慮した規制を検討するべき。
2. 他法令における許可との整合性を図り、盛土条例における検査項目の適用除外が必要。
3. 地歴により、残土受入場所の開始前検査は除外するべき。
4. 県・市町によって分析項目が不揃いであるため、盛土規制法の施行に伴い、市町との調整を綿密に行うべき。
5. 不法業者対策のため、1000 m³、1000 m³未満による不正処分の予防策が必要。
6. 紛争予防のため、説明会のあり方や開催方法について慎重に検討するべき。
7. 市町における条例に関する認識不足の解消が必要。
8. 出先機関への人員配置等、申請業務の効率化が必要。
9. 公共残土処理施設の不足を解消するべき。
10. 他県からの残土搬入を原則禁止にするべき。
11. 災害対策においては、ストックヤードの量的、期間的な特例を認めるべき。
12. 民間工事についても、公共工事と同様の仕組みづくりが必要。(地歴調査資料の確保、分析調査費の負担、処分地の指定)
13. ダイオキシン類の分析に期間を要するため、申請時期に影響を及ぼす恐れがある。
14. 分析調査費用に対する支援策が必要。
15. 完成地盤を破壊する事になるため、残土受入終了後のボーリング調査を除外するべき。
16. 盛土に対する安全、安心の確保と環境の保全是、区別して条例を組み立てるべき。
17. リスク回避の観点から土砂販売を停止する事業者が出ており、土砂確保策が必要。
18. JA等が事業主体として行う農地整備については適用除外とする。
19. 田畑転換などの農業行為は適用除外とする。
20. 盛土条例に関して、官民が連携した中長期的な検討体制の整備が必要。
21. 県内の基準値を超える土砂の処理施設が必要。
22. 県内の各種事業を円滑に進めるため、審査における標準処理期間の短縮が必要。

今回の「団体ヒアリング」に招致された各種団体

- ①(公社)静岡県宅地建物取引業協会 ②(一社)静岡県計量協会 ③(一社)静岡県都市開発協会 ④静岡県土地改良事業団体連合会 ⑤静岡県商工会連合会 ⑥静岡県行政書士政治連盟 ⑦(一社)静岡県建築士事務所協会 ⑧(一社)静岡県建設業協会 ⑨静岡県農業協同組合中央会